

令和3年2月

お客様 各位

静清信用金庫

住所変更手続きにおける押印を不要とする取扱い開始について

平素は静清信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、これまで、お客様から住所変更のお申し出があった場合、所定の変更届に押印をいたしておりましたが、令和3年3月1日（月）から、個人のお客さまを対象に、押印を不要とする取扱いを開始することとし、手続きの簡素化を図ります。

なお、融資取引のあるお客様や債券または投資信託の取引口座をお持ちのお客さまについては、別途、所定の書類に押印が必要となる場合がございます。

詳しくはお取引店窓口にお問い合わせください。

以上

